

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

制定 平成18年 8月23日

変更 平成22年 6月 1日

変更 平成26年10月 1日

変更 令和 5年 9月30日

九十九里町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	農業経営基盤の強化の基本方針	
2	効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向	
(1)	農業構造の動向と今後の見通し	1
(2)	効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標	1
(3)	効率的かつ安定的な農業経営体の育成方向	2
	ア 個別経営体の育成方向	
	イ 組織経営体の育成方向	
(4)	効率的かつ安定的な農業経営体の育成に関する支援の方向	3
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	
(1)	新規就農の現状	4
(2)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標	4
	ア 確保・育成すべき人数の目標	
	イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標	
(3)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	5
4	優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向	
(1)	優良農地を確保するための基本的な方向	5
(2)	土地整備基盤の現状と基本的な方向	5
	ア 豊海地域	
	イ 片貝地域	
	ウ 作田地域	
5	農業生産の現状と今後の誘導方法	
(1)	水稻部門	6
	ア 生産の状況	
	イ 今後の基本的な誘導方法	
(2)	園芸部門	7
	ア 生産の状況	
	イ 今後の基本的な誘導方法	
(3)	畜産部門	7
	ア 生産の状況	
	a 酪農	
	b 肉用牛	
	イ 今後の基本的な誘導方法	
6	効率的かつ安定的な農業経営体・高齢農家等の役割分担と誘導方法	
(1)	高齢農家などの農業経営体への参加	8

- (2) 高齢者・女性等による地域の活性化・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 快適な農村生活環境の形成・・・・・・・・・・・・・ 8

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・ 9
 (九十九里町における効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標)

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標・・・・・・・・・・・・・ 9

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項・・・・・・・・・・・・・ 10

- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方
- 2 町が主体的に行う取組
- 3 関係機関との連携及び役割分担の考え方

**第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・・・・・ 11**

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標
- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
 - (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (3) 関係団体等との連絡体制・・・・・・・・・・・・・ 12

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・ 12

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
 - (1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 第19条第1項に規定する地域計画の基準の区域・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 利用権設定等促進事業
 - (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 利用権の設定等の内容・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (3) 開発を伴う場合の措置・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (4) 農用地利用集積計画の策定時期・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (5) 要請及び申出・・・・・・・・・・・・・ 17

(6)	農用地利用集積計画の作成	18
(7)	農用地利用集積計画の内容	18
(8)	同意	19
(9)	公告	19
(10)	公告の効果	20
(11)	利用権の設定等を受けた者の責務	20
(12)	紛争の処理	20
(13)	農用地利用集積計画の取消し等	20
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
(1)	農用地利用改善事業の実施の促進	21
(2)	区域の基準	21
(3)	農用地利用改善事業の内容	21
(4)	農用地利用規程の内容	22
(5)	農用地利用規程の認定	22
(6)	特定農業法人を定める農用地利用規程の認定	23
(7)	農用地利用改善団体の勸奨等	24
(8)	農用地利用改善事業の指導、援助	24
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	
(1)	農作業の受委託の促進	25
(2)	農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	25
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する 事項	
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
(1)	農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連 携	26
ア	農業経営育成促進農業構造改善事業	
イ	大規模複合営農モデル事業	
ウ	農業の担い手の育成事業	
(2)	推進体制等	26
①	事業推進体制等	
②	農業委員会等の協力	
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	
(1)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	27
ア	受入環境の整備	
イ	中長期的な取組	
(2)	新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組	27

ア	農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援	
イ	経営力の向上に向けた支援	
ウ	青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成の指導	
(3)	関係機関等の役割分担	28
第7	その他	28
	別紙1 (第6の2(1)⑥関係)	
	別紙2 (第6の2(2)の関係)	
	九十九里町における効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 (営農類型)	37